

指定管理料提案書
(横浜市笠間地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	12,179,475円	12,313,288円	12,448,725円	12,585,675円	12,724,163円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	305,000円	305,000円	305,000円	305,000円	305,000円
事業費		各種自主事業等	□	578,000円	578,000円	578,000円	578,000円	578,000円
事務費		旅費交通費・事務用品消耗品・印刷製本費・通信運搬費・手数料・保険料・賃借料(修繕積立金・駐車場費)・渉外費・諸会費等	□	3,473,000円	3,473,000円	3,473,000円	3,473,000円	3,473,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	8,350,525円	8,350,525円	8,350,525円	8,350,525円	8,350,525円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	-133,813円	-269,250円	-406,200円	-544,688円
施設使用料相当額				-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円
合計				23,584,000円	23,584,000円	23,584,000円	23,584,000円	23,584,000円
うち団体本部経費				600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	22,734,525円	22,984,663円	23,237,675円	23,493,125円	23,751,688円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円	320,000円
事業費		各種自主事業(認知症予防・介護 予防・権利擁護・医療講演会等)・ チームオレンジ事業等	□	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
事務費		旅費交通費・事務用品消耗品・印 刷製本費・通信運搬費・手数料・ 保険料・賃借料(修繕積立金・駐 車場費)・渉外費・諸会費等	□	2,053,300円	2,053,300円	2,053,300円	2,053,300円	2,053,300円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,854,000円	1,854,000円	1,854,000円	1,854,000円	1,854,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-1,013,825円	-1,263,963円	-1,516,975円	-1,772,425円	-2,030,988円
合計				26,904,000円	26,904,000円	26,904,000円	26,904,000円	26,904,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	■					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費		各種自主事業等	□					
事務費		旅費交通費・事務用品消耗品・印 刷製本費・通信運搬費・手数料・ 保険料・渉外費・諸会費等	□					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	-57,200円	-115,100円	-173,600円	-232,700円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		介護予防に関する自主事業	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市笠間地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,584,000円	23,584,000円	23,584,000円	23,584,000円	23,584,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,904,000円	26,904,000円	26,904,000円	26,904,000円	26,904,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			56,827,000円	56,827,000円	56,827,000円	56,827,000円	56,827,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	4,755,000円	4,755,000円	4,755,000円	4,755,000円	4,755,000円
		居宅介護支援事業	29,000,000円	29,000,000円	29,000,000円	29,000,000円	29,000,000円
		通所系 サービス事業	112,000,000円	112,000,000円	112,000,000円	112,000,000円	112,000,000円
			145,755,000円	145,755,000円	145,755,000円	145,755,000円	145,755,000円
	その他収入		500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
			203,082,000円	203,082,000円	203,082,000円	203,082,000円	203,082,000円
支出	内訳	人件費	148,808,600円	150,445,500円	152,100,400円	153,773,500円	155,465,000円
		事業費	17,432,000円	17,083,400円	16,741,700円	16,406,900円	16,078,800円
		事務費	11,202,000円	10,978,000円	10,758,400円	10,543,200円	10,332,300円
		管理費	20,304,525円	20,304,525円	20,304,525円	20,304,525円	20,304,525円
		その他	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
			198,247,125円	199,311,425円	200,405,025円	201,528,125円	202,680,625円
	うち団体本部経費		1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円
収支			4,834,875円	3,770,575円	2,676,975円	1,553,875円	401,375円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市笠間地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

2地域包括支援センター(2)臨時雇用職員は、事務経理職員の按分金額で入力しています。

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域の福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する」という地域ケアプラザの設置目的を実現するために、ケアプラザの多様な部門、職種が力を合せ地域住民と共に地域づくりに取り組んでまいります。

1. 横浜型地域包括ケアシステムの推進

横浜市では、地域ケアプラザを中心とした日常生活圏域単位で地域包括ケアシステムの構築が進められています。地域ケアプラザのそれぞれの職種が持つネットワーク、専門性を活用し、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」が一体的に提供される仕組みを構築します。

【具体的な重点取り組み】

・ ひつじカフェ（認知症カフェ）

地域で認知症の相談が急増する昨今、認知症当事者、ご家族、地域住民が気軽に集える場であり、認知症啓発の場としてキャラバンメイトと協働して事業を発展させていきます。

・ フレイル予防

介護予防を推進するにあたっては、その前段であるフレイル予防のアプローチは必要不可欠です。担当エリアでは、地域包括の保健師が、長く元気づくりステーション（5か所）の開発、活動支援に注力してきました。地域住民から要望の多い「健康測定会」を実施し、フレイル予備軍に対して啓発を行い、元気づくりステーションにつなげていく働きかけを行ってまいります。

・ 移動販売の普及、運営支援

高齢者の買い物支援という観点のみならず、交流・見守りの場としてエリア内の移動販売拠点の運営支援や新規立ち上げに注力しております。既存の4か所の実施に加え、令和6年度に2か所が新たに開始、現在も長尾台地区からの立ち上げの相談を受けているところです。今後も各地区の実情や住民からの要望を伺いながら、立ち上げや運営の支援を行ってまいります。

2. 高齢者、子ども、障害者支援の視点

- ・地域ケアプラザは、「地域の身近な相談窓口」として、どのような分野のことでも気軽に相談していただける体制を整え、広く地域住民にその機能を周知いたします。
- ・子育て支援に関しては、0歳児と保護者を対象にした事業が当地域ケアプラザを会場にして区が事業展開していることから、未就学児、小学生、中学生と対象・目的を変えた自主事業を行う事

によって、切れ目ない支援が提供できるように企画運営を行います。

- ・障害児支援に関しては、隣接する豊田地域ケアプラザと基幹相談支援センターと長年に渡り余暇支援を実施しており、継続したつながり、新たなつながりを目的に事業展開していきます。

当地域ケアプラザが担当する両地域の最大の資産は、住んでいる皆さまが「地域を良くしよう」という意識が高く、「地域のために貢献したい」と活動されている方が沢山いる事です。地域で起きる様々な課題にも行政の施策に加え地域とも協働し乗り越えていけるものと信じております。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

当地域ケアプラザ担当圏域の笠間地区、長尾台地区、田谷地区では、連合町内会、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）、民生委員児童委員協議会（以下、民児協）をはじめ、多くの団体、地域住民が一体となり、様々な地域活動を活発に行っています。

「地域の特色や魅力、課題」を把握する具体的方法としては、連合町内会等の各種会議に出席させていただき継続した顔の見える関係を構築していく事はもちろんですが、ありがたいことに各地域のイベント開催においては、ケアプラザも「担い手」として関わらせていただいていることが多くあります。そういった場で多くの方と関わることで、地域の方にとってより身近な課題や特色、魅力の発見につなげていきます。

具体的には、笠間地区では、「納涼祭」「秋祭り」「デイキャンプ」「ペアクイズラリー」「ゆうわ館で水あそびしよ」、田谷地区では「納涼祭」「芋煮会」等、参加者ではなく「担い手」としての関わりを行っています。

1. 地区の特色・魅力

< 笠間地区 >

笠間地区は、大船駅に近く利便性の良い地区で戸建てと集合住宅が混在しております。1500世帯を超える大規模マンションを含め集合住宅が多いのが特徴です。古くからある住宅は高齢化が進んでいますが、新しい住宅には子育て世帯を含む様々な世帯の転入があります。

地域サロンや元気づくりステーション、体操教室、地域食堂、移動販売などそれぞれの小地域においても地域活動が非常に活発で、それぞれの活動を引っ張っていく力のあるリーダーが多いことも特徴のひとつです。

また、地区内では、「旧公務員住宅の跡地活用」や「危険な通学路の問題」、「空き家の問題」など、地域にお住いの皆さまにとって暮らしやすいまちづくり実現のために、積極的に栄区、横浜市に提案されるなど、行動力、実践力のある地域です。

< 長尾台地区 >

長尾台町内会は南北に広がり、大船駅徒歩圏内ながら田畑が残る静かな環境です。古くから住む住民はつながりがあり、様々な活動が活発に行われています。最近では、マンションがいくつか建設され更に転入者が増える事が予想されます。高齢化率は20%くらいで、特に若い世代(20~30代)が多い事も特徴のひとつです。

赤ちゃんから高齢者までが集う「けやきカフェ」や、ノルディックウォーキング、コグニサイズ等の定期的な活動の他、納涼祭など地域をあげての大イベントなど多様な活動が非常に活発な地域です。

< 田谷地区 >

田谷地区は、担当エリアの中では、一番駅(ケアプラザからも)から離れている地域で、地域の方は、隣区である戸塚区まで買い物に行かれる方もいらっしゃいます。また、田畑など緑が多く残る広いエリアである一方、人口が1300人くらいと比較的に少ないため、戸建てが点在している状況です。町内会では、そういった課題に対し独自の見守りシステムを構築しています。「ちょうどよい見守り合い範囲」を設定し、どのような方が近くにお住まいかお互いに知ってもらうために住民に自己PRを記入してもらい共有していますが、町内会未加入者へのアプローチを課題と捉えているようです。

納涼祭や芋煮会などの大イベントの他に、コグニサイズやシニアクラブなどの活動も活発に行われています。

2. 関係団体との連携方法

ケアプラザの役割としては、地域の皆さまが「こういう活動をやってみたい」「こんな集まりがあれば」といったお声に対して、具現化する手法、活用する制度など、実現に向けての支援だと考えます。前述のように担当エリアでは、それぞれ素晴らしい活動が活発に行われています。参加者として、担い手として、ケアプラザ職員も地域活動に加わり、各団体の想い、困りごと、そのためにはどのような支援、情報提供が必要かを、日々の関わりから把握できるように努めます。

また、慢性的な担い手不足、後継者不足など地域福祉では、長きにわたる大きな課題ではありますが、ケアプラザが主催する事業やボランティアコーディネート機能で、少しでも地域活動者を増やせるように力をいれていきます(具体的な手法は、後述いたします)。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

当地域ケアプラザは、開所以降、各職員が定例会議や地域行事に出向き、町内会や各種団体と良好な関係が築けていると自負しております。

1. 担当地域

連合町内会、地区社協、民児協をはじめ地域で活躍されているボランティアグループや各種団体とは、定例会、研修会、活動の場面、個別ケースを通じて連携を深めております。また、前項でも述べたように、より踏み込んだ連携を目的に平成 30 年度より笠間連合町内会自治会、田谷町内会、長尾台町内会の盆踊り大会にブース出店、もしくは応援スタッフ派遣を行ってきました（長尾台町内会はコロナ禍以降参加できておらず、今後の課題として取り組みます）。地域が一つになる一大イベントに「お客様」ではなく、「担い手側」として参加させていただき、共に汗を流すことで、地域との距離もぐっと縮まっていくと感じております。今後も可能な限りケアプラザ職員が地域行事に積極的に関わることで、連携をより強固なものにしていきたいと考えております。

2. 行政・区社協・ケアプラザ

定例カンファレンスなど、各部署の区や区社協との会議や個別ケースを通じて、個別課題・地域課題の情報共有、検討を行っております。

また、栄区は特に地域交流活動や生活体制整備事業では、区や区社協、他ケアプラザで区域の事業を実施する機会が多く、常に協働する意識・関係性が築かれていると感じます。「高齢者の ICT 利活用支援事業」、「移動販売」、「あいタク（移動支援）」、「小さなアーティスト展」など、区域で連携して実施することにより単独のケアプラザでは、成しえない規模の事業の実施が可能です。

また、地域福祉保健計画に関しては、地区支援チームを通じて、日ごろ業務で接点の少ない各課とも、地域支援を通じて情報共有・情報提供する貴重な場として捉えております。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

1. 法人理念

社会福祉法人同塵会基本理念：『ご利用者に誠意の限りを尽くします』

2. 法人基本方針

- (1) 地域に開かれた運営とサービスの質の向上に努め、21世紀の新たな地域福祉社会の到来に向けて積極的な役割を果たします。
- (2) 利用者個人の尊厳が守られるよう、利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。
- (3) 利用者が自分らしく自立した生活が送れるよう健康管理を徹底し、保健・医療・福祉を総合した支援に努力いたします。
- (4) 利用者自身の生活を基礎に、新しい人生を利用者・家族と共有できる温かな安心感のある同塵会を作る決意です。

3. 業務実績

(1) 法人概要

法 人 名	社会福祉法人 同塵会（どうじんかい）
本部所在地	神奈川県横浜市港南区下永谷4丁目21番地10号
設立年月日	昭和41年3月設立
代 表 者	理事長 松井 住仁
職 員 数	1,420名（令和6年12月現在）
運 営 施 設	全24施設 ・特別養護老人ホーム8施設・認知症対応型共同生活介護1施設・ 地域ケアプラザ6施設・認可保育所8園・コミュニティハウス1施設

(2) 事業内容

第一種社会福祉事業	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
第二種社会福祉事業	①短期入所介護（ショートステイ） ②通所介護（デイサービス） ③訪問介護（ホームヘルプ） ④認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑤居宅介護支援事業所 ⑥身体障害者居宅介護事業 ⑦障害者重度訪問介護事業 ⑧保育所 ⑨子育て支援事業
指定管理事業	①地域包括支援センター ②地域活動交流事業 ③生活支援体制整備事業 ④コミュニティハウス

(3) 補足（その他の業務実績）

各種行政機関の政策・施策をバックアップする事も重要な社会貢献と認識し、積極的に取り組んできました。また公益性の高い社会福祉法人の責務として、地域の皆様に愛される法人・施設を目指して各種自主事業に傾注してきました。

【受託事業】

- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・介護ロボット普及推進事業
- ・横浜市緊急ショートステイ床確保事業
- ・ヨコハマシニアボランティアポイント事業

・高齢者食事サービス事業 など

※上記、理念の周知や法人各事業展開における職員への周知は、毎月開催する幹部会（所長出席）や法人内所長会において得た情報をタイムリーに職員会議などで目的や役割を踏まえながら説明しています。よって、誠意の限りを尽くした事業運営を実施しています。

社会福祉法人 同慶会 沿革

昭和 41 年 3 月	社会福祉法人同慶会 設立
昭和 42 年 5 月	特別養護老人ホーム芙蓉苑開設（入所定員 50 名） ※横浜市で最初となる特別養護老人ホーム（港南区）
昭和 50 年 4 月	芙蓉苑増改築工事竣工（入所定員 150 名）
昭和 53 年 4 月	和光診療所（芙蓉苑併設）開所
昭和 53 年 9 月	芙蓉苑在宅高齢者ショートステイ事業開始
昭和 57 年 9 月	芙蓉苑在宅高齢者入浴（施設）サービス事業開始
平成元年 1 月	特別介護棟開所・在宅高齢者デイサービス事業開始 入所定員：160 名（寝たきり高齢者 140 名、認知症高齢者 20 名） ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）
平成 3 年 3 月	芙蓉苑在宅高齢者配食サービス事業開始
平成 3 年 7 月	芙蓉苑全面増改築工事竣工
平成 8 年 12 月	特別養護老人ホームいずみ芙蓉苑開所（泉区）入所定員：50 名 ショートステイ：10 名
平成 9 年 6 月	いずみ芙蓉苑全面開所 入所定員：80 名（寝たきり高齢者 40 名、認知症高齢者 40 名） ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）
平成 9 年 9 月	いずみ芙蓉苑認知症高齢者デイサービス事業開始
平成 9 年 10 月	芙蓉苑在宅介護支援センター事業開始
平成 10 年 9 月	横浜市中永谷地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 10 年 10 月	芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）事業開始 いずみ芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）/高齢者配食サービス事業開始 横浜市中永谷地域ケアプラザ在宅介護支援センター事業開始
平成 11 年 7 月	横浜市中永谷地域ケアプラザホリデイサービス事業開始
平成 11 年 9 月	芙蓉苑・いずみ芙蓉苑ホリデイサービス事業開始
平成 11 年 12 月	介護保険制度施行に伴い、芙蓉苑・いずみ芙蓉苑・横浜市中永谷地域ケアプラザが居宅介護支援事業所指定
平成 12 年 1 月	介護保険制度施行に伴い、各種在宅福祉サービス及び施設サービスの事業者指定を受ける
平成 12 年 4 月	芙蓉苑、いずみ芙蓉苑にて、横浜市自立支援、在宅生活支援、障害者・難病患者等 ホームヘルプ（滞在型・巡回型）事業開始 ※いずみ芙蓉苑は滞在型のみ
平成 12 年 10 月	横浜市富岡地域ケアプラザ開所（金沢区）
平成 13 年 8 月	横浜市中瀬谷地域ケアプラザ開所（瀬谷区）
平成 13 年 9 月	横浜市笠間地域ケアプラザ開所（栄区）
平成 14 年 1 月	芙蓉苑建て替え事業計画着工～平成 15 年 3 月 芙蓉苑一期工事竣工
平成 16 年 4 月	芙蓉苑全面改築工事竣工
平成 16 年 11 月	赤い屋根保育園開園（港南区）
平成 17 年 3 月	グループホーム日限山ホーム開所（港南区）（定員 18 名）
平成 17 年 12 月	特別養護老人ホームサンバレー開所（港南区）（入所：100 名 ショート：30 名）
平成 19 年 5 月	特別養護老人ホーム新磯子ホーム開所（磯子区）（入所：120 名 ショート：10 名）
平成 21 年 4 月	チェリーガーデン保育園開園（港南区）
平成 24 年 4 月	特別養護老人ホームリバーサイドフェニックス開所（南区）（入所：90 名 ショート：10 名）
平成 24 年 8 月	ゲートタワーローズ保育園開園（川崎市幸区）
平成 25 年 4 月	中野島フレンズ保育園開園（川崎市多摩区） 鶴見すずらん保育園開園（鶴見区）
平成 27 年 10 月	特別養護老人ホーム花見川フェニックス開所（千葉市花見川区） （入所：110 名 ショート：30 名）

平成 28 年 4 月	特別養護老人ホーム境町フェニックス開所（川崎市川崎区） （入所:120 人 ショート:20 人） 境町パイナップル保育園開園（川崎市川崎区） 小向さくら保育園開園（川崎市幸区） 横浜市日限山地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 30 年 4 月	目黒かえで保育園開園（東京都目黒区）
令和元年 5 月	特別養護老人ホーム「日野サザンポート」（港南区）（入所:130 人 ショート:10 人）
令和 6 年 7 月	横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ・横浜市上永谷駅前コミュニティハウス開所（港南区）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

当法人は現在、港南区を中心に 3 都県で 24 施設を運営しています。いずれも福祉施設であることからスケールメリットを活かしたコストの削減ができ、安定的な運営が可能となります。

これら施設が運営できているのは、各自治体より当法人の財政状況の健全性、安定性はもちろんのこと、経営方針に対する信任、運営への期待と認識しており、信頼を損なうことの無いよう、事業種別ごとに法人本部に担当者を置き、かつ施設単位で財務状況の把握ができる体制を整えています。施設単位で財務の状況を把握することにより、状況に応じた補正予算の編成など適切な対応を取ることが可能となっています。

施設の規模により収支に差はありますが、複数施設の経営を行うことにより、互いに支え合い、時には競い合う中で、多数の意見を聴くことにより、改善を実施するなど、常に安定した経営ができる収益基盤の確保に努めています。また繰越金により新たな施設建設、経営を進める中で、地域の雇用促進や職員賃金への反映を行うことで社会福祉の貢献を広げ、安定した運営が継続していくことを常に念頭に置き、日々の業務に取り組んでいきます。

1. 予算の執行状況

月別の執行状況は、理事長、常務理事、法人内ケアプラザ所長及び関連施設所属長が参加する会議において毎月確認を行っております。

予算を基に執行状況が計画的に進んでいるか確認し、必要に応じて予算の補正も適正に行っております。

2. 法人税等の滞納の有無

法人税等については、法人本部や税理士事務所の管理により適正に納付をしており、滞納はございません。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1. 地域ケアプラザ所長

地域ケアプラザは、地域福祉の中核を担う重要な役割を持ち、所長に就く人物は「地域から信頼される豊かな人間性と地域福祉の経験」が求められます。

重要なスキルとして『コミュニケーション』『マネジメント』『危機管理能力』と認識しており、特に子どもから高齢者といった幅広い世代からのご意見やご要望などに耳を傾ける姿勢や、相手の立場に立った対応が行えるコミュニケーション能力を持っている事が重要と考えております。

これらを踏まえて既存6地域ケアプラザ所長経験者もしくは、専門職として地域福祉に長期間にわたり携わった経験を持ち、公設民営にて設置される意義を十分に理解し、多彩で良質なサービスを提供できる人物を所長として配置します。

2. 職員の確保、配置について

近年、福祉業界の人材不足が課題となっています。区内地域ケアプラザでも欠員の補充に苦慮しているところがあります。

当ケアプラザの職員配置にあたっては、各部門のキーパーソンに当法人が運営する既存施設に勤務する有資格者を配属します。そのうえで、それ以外の職員は中途・新規職員の採用で対応します。

募集に当たっては、当施設の職員募集を行う他、法人内の既存6地域ケアプラザでも、中途・新規採用職員を募集し、確保できた職員を採用して、既存の職員が当ケアプラザに異動するなど工夫をしていきます。

また、当法人の8特別養護老人ホームの協力を得て、社会福祉士などの有資格職員を当ケアプラザに配置するなどにより人材を確保していきます。

さらに、当法人では首都圏に点在する専門職養成校（大学や専門学校）との長年に渡る信頼関係により安定的に新卒者の紹介を受けています。そのルートも活用していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人は、「利用者の喜びが自分の喜びに感じられる」人材育成を基本としています。

一般的に利用者に喜んで頂くためには、高い知識・技術を持った専門家の育成が優先されがちですが、サービス提供の現場で感じる利用者の求めは、“表面的なテクニック”ではなく、その奥深くにある『こころ』であると教えられました。

当法人は、専門家としてのスキルと地域ケアプラザスタッフとしてのこころを双方兼ね備えたスタッフ育成をコンセプトとしています。

よって『福祉は人なり』とのポリシーに基づき、職員が誇りを持って意欲的に働き続けられる職場環境を目指し、専門性が高く思いやりを持った人材の育成こそが、ご利用者への質の高いサービスの提供、地域の皆様の満足度向上を実現するものと確信します。その実現のため、法人全体としての研修や資格取得支援の実施、外部研修への参加の他、各専門職で行われる法人内部門別研修会や事業所間交流研修を実施し、職員個々が掲げる目標にむけて主体的に取り組めるシステムを確立しています。また、これらの研修をすすめていく上で、学びたい気持ちが継続するように、職員一人ひとりをバックアップするため、所長をはじめとした役職者による面談体制を整えていることも特徴の一つです。今後についても熱意を持った人材育成と研修に取り組んでいきます。以下、ケアプラザに特化した研修システムについて表記します。

同慶会 ケアプラザ部門 応用研修プログラム			
研修項目	内 容	対象者	開催頻度
専門性を深める・広げる			
法人内部署別勉強会	○実際の事例を用いたケーススタディ形式による専門性の向上 ○部署特有の課題の発掘～解決策の意見交換	法人事業所 対象職種職員	部署毎 2回／年
職種別 事業所間交換研修	○サービスを提供する上で必要となる専門的な知識・ 技術を練磨し、専門職としての資質の向上を図る ○実際の支援場面での実践的技術の習得（実習形式）	法人事業所 対象職種職員	職制毎 1回／年
試験対策勉強会	○福祉に携わる上で必要となる資格取得	希望者	随時
各種認定資格の案内／ 勉強会	○発想力・提案力の拡充 ○職制別の基本的な必要資格とは別に、福祉用具専門員・認知症専門員・レクリエーション指導員や、音楽療法・スポーツアクティビティ等、趣味活動講座の受講支援	希望者	随時
プラザ内情報共有のための研修			
プラザ内連携勉強会 （ケース会議）	○事業所ごとの特性に合わせた、ケーススタディを中心とした具体的な支援方法や情報共有	全職員 （プラザ内）	月1回
市区行政主催研修を中心とした外部研修の活用			
外部研修	○地域福祉に携わる上で必要な、より新鮮な情報の習得と、 地域に反映されるよう実践的手法を学ぶ。 ○「地域包括支援センター職員課題別研修」等を活用	外部研修指 定対象者	随時

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

市民の共有財産である地域ケアプラザについては、指定管理の責務として、ご利用される方が快適かつ安全にご利用いただくことはもちろん、施設及び設備については建築局から提示されている「施設管理者点検マニュアル」や「維持保全の手引き」に基づき日常の管理、点検を確実に実施し、不具合を早期に発見し、速やかに栄区へ報告・協議の上で必要な対策を講じます。

1. 施設・設備の維持保全

開所より23年が経過し、機能の維持、耐久性の確保のため定期的な清掃・点検・保守を行って

まいりました。軽微な修理や補修については職員や法人本部に在籍する設備機器管理担当職員が対応し、必要な場合は早急に業者による適切な修理を実施して、施設利用者の安全性と快適性を確保してまいります。

設備の長寿命化に対する維持・保全については、不具合や故障が発生した際、あるいは点検時に指摘を受けた際に速やかに栄区や横浜市建築局に相談し被害が拡大しないように努めます。当事業所のエレベーター設備は、横浜市の推奨するフルメンテナンス契約を行っていますが、機器の更新の時期を迎えております。横浜市建築局、栄区とも協議を重ね機器更新に向けて取り組んでまいります。

また、建築設備の維持管理については、毎年予定表を作成し、専門業者による建物設備管理、建物清掃、環境衛生管理を計画的に実施しています。建物・設備の異常やその兆候を速やかに発見し、適切に処理する事で故障などによって業務への支障や大規模な修繕が発生しないように対処していきます。

2. 清掃・衛生業務

気持ちよく利用して頂ける施設を維持するために、専門業者による定期清掃を毎月実施しております。また、独自に清掃担当職員を雇用し、専門業者の保守点検だけに頼らず、日常的な目視点検と清掃を行う事で施設の長寿命化を目指します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

回避困難で突発的な事故、急病等の緊急時については、迅速かつ的確な対応を行います。これらの取組みを主管するために法人本部に危機管理対策室を設置しており、事務所・部署・担当間の連携を強化し、対象となる方に寄り添い、事案処理をする独自のシステムを確立しております。

当地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者まで幅広い年代の方々や障害児・者の方など広くご利用される施設である事から、事故が起きやすい環境の施設である事を常に意識してまいります。

1. 事件・事故の防止体制

福祉サービスの現場には高度な安全配慮が課せられており、極力事故を回避しなければなりません。事故には、「予見可能」、「予見困難」なものがありますが、横浜市が発出する「市内地域ケアプラザ等で発生した事故状況」や区内地域ケアプラザ、法人内事業所で発生した事故を全職員で共有する事で、当事業所でも起こりうる事故を想定し、事故発生の予防に努めます。

また、年1回の「リスクマネジメント研修」においてリスク管理、リスク回避の必要性について学び、職員一人ひとりの意識を高める取り組みを行います。

2. 事件・事故発生時の対応

(急病時)

当地域ケアプラザの開館時間に貸館利用者や通所介護利用者、職員等に急な体調変化が見られた場合には基本の対応マニュアルに沿って、2名以上の職員が対応いたします。看護資格を有する職員が毎日勤務しており、通院等の迷いが生じた場合は参考意見として取り入れます。施設内にはAEDを設置しており、栄区消防署のご協力を得ながら定期的にAED研修も実施していきます。

3. 防犯・防災の対応

当地域ケアプラザでは、防犯対策として法人負担で令和6年に地域ケアプラザでは数少ない防犯カメラ(3台)の設置を行いました。設置によって日中夜間を含めトラブルの抑止力を高めています。

また、夜間の職員不在時のセキュリティに関しては、専門業者に委託し防犯・防災・ガス漏れ・不法侵入等の発生を機械警備により感知した場合には警備会社が急行する他、所長及び役職者の連絡先についても警備会社に告知しており、不測の事態にも対応できる体制を整えています。

年2回の消防訓練に関しては、防火管理者が中心となり、通報・避難・消火訓練を職員だけでなく、デイサービスご利用者、貸館団体利用者にも参加を呼びかけ、事業所全体で取り組んでいきます。また、併設しているルリエ大船管理組合の統括防火管理者が行う消防訓練にも参加し、発災時の協力体制を確立しています。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法(職員の参集方法や日ごろの訓練等)について、具体的に記載してください。

日頃より職員が「広域避難場所」「地域防災拠点」「いっとき避難場所」を把握、確認するとともに横浜市職員が自ら参集する「横浜市内震度5強」以上の災害時には、当地域ケアプラザ職員も身の安全を確保しながら参集する体制を整えています。また、災害等の発生時に横浜市や栄区から協力要請があった場合は速やかに現状を報告して協力していきます。

当地域ケアプラザは栄区と締結している「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」に基づく福祉避難所となるため、福祉避難所開設・運営マニュアルを作成しており、発生時には地域防災拠点からの要援護者とその家族の受け入れを行います。また、適切な応急備蓄の整備・保管を行っています。

「福祉避難所の協力に関する協定」及び「福祉避難所開設・運営マニュアル」等に定めなく、近隣住民が施設に自主避難してきた場合にも栄区災害対策本部と連携をとり、人命の保護を最優先に被災者の援助活動等に協力していきます。

1. 発災時に備えた事前準備

- ・当地域ケアプラザでは、介護保険ご利用者の名簿を作成し、災害時の安否確認等に備えて鍵のかかる書庫に保管しています。
- ・要援護者の受け入れ人数、受け入れスペースを職員に周知し、発災直後の行動はマニュアルに沿って行動できるように情報を共有しています。
- ・応急備蓄の食料や水、生活用品は年度ごとに台帳を更新し、適切に管理しています。
- ・栄区が主催する福祉避難所連絡会などに参加し、様々な意見を伺いながら職員に情報共有する他、栄区や市内ケアプラザ分科会が主催する「福祉避難所情報共有システムを活用した福祉避難所情報受伝達訓練」に参加し、職員が誰でも操作できるように取り組んでいます。
- ・年1回、福祉避難所開設訓練を行い、マニュアルの確認、HUG（避難所運営ゲーム）によるシミュレーション、発電機などの試運転等を行っています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

前述のように在宅要援護者のための福祉避難所として地域防災拠点との連携・対応ができる様に日頃から関係性を構築し、有事に備えています。

発災後、速やかに福祉避難所を開設して機能させることができる様に定期的な訓練を実施しています。

感染症については、看護職員が主で年2回行っている感染症対策委員会により、研修を企画し、職員の育成を図っていくとともに、ノロウイルスや新型コロナウイルス感染症対応シミュレーション訓練を行い、感染症の発生・まん延防止に努めます。

震災などの災害発生時には福祉避難所としての機能も求められますが、業務継続計画（BCP）を作成し、介護サービスを必要とする方に対して、なるべく早い段階から、介護サービスを提供できるようBCPシミュレーション訓練を行い、想定される事態が起きた際に、事前に準備しておくことを職員間で話し合い、業務継続計画（BCP）をより実効性のあるものにしていきます。

また、当事業所は、水災害想定区域に位置していることから、水災害に特化した「避難確保計画」を作成している他、館内に水災害ハザードマップの掲示を行い来館者への周知を行っています。訓練に関しては、福祉避難所訓練などと一体的に行います。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは公設民営で指定管理者制度により運営される公共性の高い事業所であり、名称に「横浜市」が含まれることを重く受け止め、その公平性と中立性が担保されなければなりません。公的施設であるが故に市民、団体の皆さまが利便性や用途の柔軟性を求められることは必然では

ありますが、公正・中立な管理が崩れることはご利用者の不利益になるとの理解を促してまいります。また、介護保険業界においても民間事業者が公的施設に対して厳しい視線を向けていることも忘れずに取り組んでまいります。

1. 市民、団体を対象とした中立性の確保

「横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル」に基づき適正な貸室利用を行っております。中でも営利等の目的や反社会勢力の利用がないように十分に注意を払ってまいります。使用禁止となる可能性のある事例については、すみやかに区役所へ報告・相談してトラブルが生じないように対応していきます。

目的外利用となる団体については地域ケアプラザの役割等を説明、使用料の支払いをご納得いただいたうえでご利用いただくよう努めます。

2. 自法人を律する公正中立の確保

既存の6地域ケアプラザの運営を通じて、設備や備品の管理をはじめ、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所におけるマネジメント等については特に注意が必要であることを実感しております。いつ、誰から指摘を受けても透明性をもって説明をし、納得していただける公正中立な運営が指定管理者受託法人の義務であり、自らを律する姿勢で管理・運営にあたります。

3. 介護保険サービスに対する公正中立の確保

近年の社会問題として一部の介護サービス事業所による囲い込みに準ずる行為が利用者本位に反すると当法人では認識しており、公共性の高い社会福祉法人として公平・公正な立場であることを徹底してきました。

居宅介護支援事業所による利用者選択の同意は横浜市の指定様式を用いて説明し、地域包括支援センターにおける介護予防支援事業所でも相談者や契約者が利用するサービス事業所の選択や居宅介護支援事業所への紹介の際に区内の居宅支援事業所一覧表やホームページを活用し公正・中立を基本に利用者が自ら選択したことが証明できるように記録や確認書を作成しております。

また、横浜市地域ケアプラザ業務連携指針に基づいた公正中立性の確保に関するアンケート調査を実施し、適切な情報提供の担保としております。

相談のニーズや勘案されるサービスに十分な対応ができるように各事業所の特性や長所等を把握する必要があり、日頃から各事業所との連携を密にしております。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

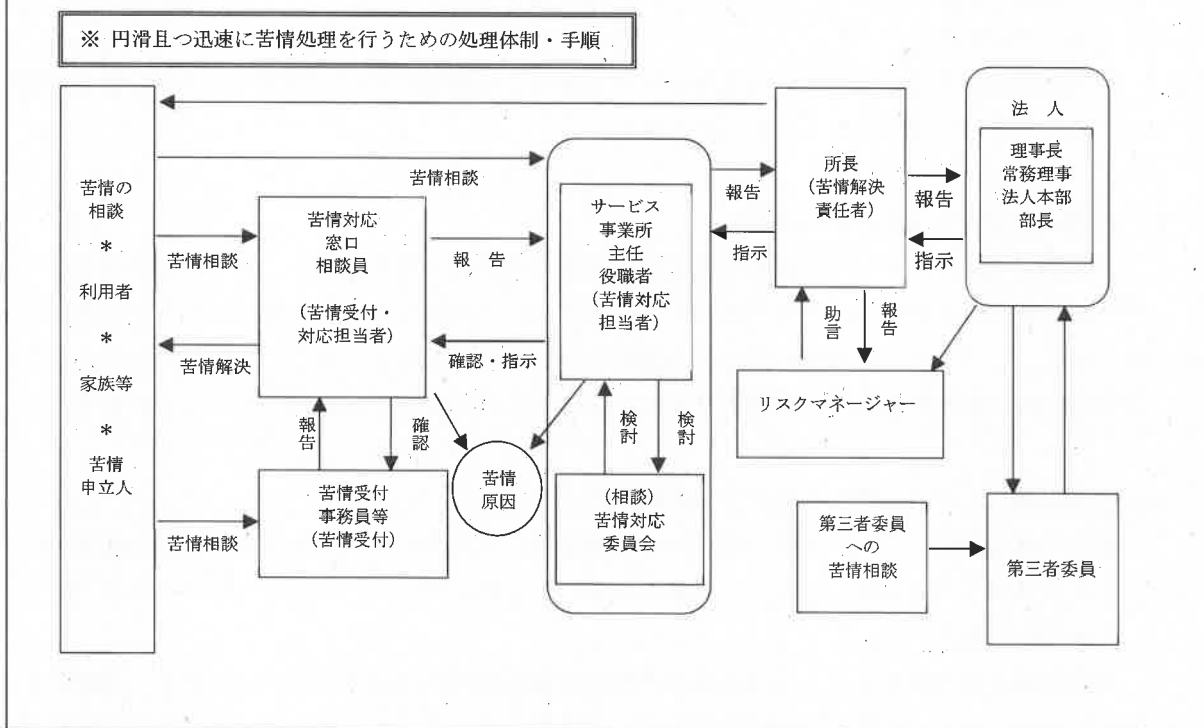
当法人では長きにわたる地域ケアプラザ等の事業運営を通じて築いてきた地域住民、行政機関等との関係性を基礎として地域が抱える潜在的な課題を把握することに努めてきました。

当地域ケアプラザにおいても横浜市の指定管理者という公的責任を負うことはもちろん、頼られ

る社会福祉法人として意見や要望を真摯に受け止める姿勢を持ち続けていきます。

具体的な方法として、利用者アンケートの実施やご意見箱の設置、法人ホームページでの「問い合わせフォーム」の活用のほか、地域行事や各団体の定例会議において話された内容も所内で共有し、職員会議などで把握したニーズや要望の分析をして適切に対処できるように誠意をもって取り組んでいます。

苦情に関しては迅速な対応が求められることから、当法人では各職責に応じた役割や解決責任者が真摯に対応することで早期の苦情解決を実現します。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1. 個人情報保護について

当法人は、24事業所を運営する社会福祉法人であり、取り扱う個人情報は膨大で、個人情報取り扱い事業者として重大な責任を担っております。

具体的な方法として、個人情報保護に関する研修の実施や、マニュアルの定期的な見直し、パソコンなどにおいては、パスワード管理や施錠された場所に保管など、平素より適正な個人情報の取り扱いに努めています。また「ヒヤリハット」を作成し、当施設の事例だけでなく、法人内及び横浜市内のケアプラザ等で発生した事故に関しても自身の業務と照らし合わせて未然に防ぐ方法として活用しています。

2. 情報公開への仕組み

公益性の高い社会福祉法人の責務として、各種法令の遵守はもちろん、区民へ積極的に情報を公開し、本事業に付随する計画、施設の経営・運営状況を、法人が定める「情報公開規程」に基

づき積極的に情報公開します。

具体的な方法として、運営状況・事業計画・事業報告・第三者評価の実施結果などは、常時閲覧できる場所に設置しています。

3. 人権尊重への取り組み

横浜市の「横浜市人権施策基本方針」が社会情勢の変化等に合わせ改訂され、様々な差別や人権への問題に対して行政機関、市民が一体となって誰もが自らの権利を侵害されることなく住みやすいまちづくりに尽力されていると理解しております。

人権尊重に向けた啓発活動は男女共同参画や外国籍の市民などの多岐にわたる問題が存在しています。近年では、SNS、ヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮、感染症に絡む問題など多様化し、これらの課題に対し、理解を求めるために事業所として研修を内部開催、外部参加を問わず実施していきます。また、関係機関などと連携し地域住民への啓発活動にも取り組んでいきたいと考えております。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

指定管理事業者として運営される当地域ケアプラザにおいては、横浜市の掲げる施策の趣旨に基づいた活動を推進する役割を担っていると認識しております。特に地球温暖化防止に向けた取り組みである「ヨコハマ プラ 5.3 計画」をより推進させる取り組みを率先して実施してまいります。

また、事業所として、「脱炭素化への取り組みに宣言」したことで、職員一人ひとりが意識的に温室効果ガス排出の抑制に向けた行動を心掛けてまいります。

1. 「ヨコハマ プラ 5.3 計画」「脱炭素取組宣言」の取り組みについて

「ヨコハマ プラ 5.3 計画」「脱炭素の取組」の推進を図るため、施設内だけではなく地域の皆さまと共に以下のような活動に取り組んでまいります。

- ・プラスチックごみの分別、リサイクルの拡大のために資源循環局や環境事業推進委員と連携し、ケアプラザ実施の事業の際などに区民への啓発を行います。また、担当ケアマネジャーなどが高齢者宅に訪問した際に、日常業務に加え、適切な分別方法など説明をしていきます。
- ・電気使用量の削減に向け暖房・冷房効率をあげるためにカーテンの使用やグリーンカーテンの活用をしていきます。また、使用していない部屋の消灯や機器の電源オフを心掛けていきます。
- ・可能な限りペーパーレス会議実施やコピー用紙の裏面使用を心掛けていきます。
- ・引き続き「ヨコハマ 3R 夢プラン」のリデュース・リユース・リサイクルを進めてまいります。

2. 中小企業への優先発注について

当地域ケアプラザが行う工事の発注や物品等に当たっては横浜市内の中小企業者への受注機会の確保を図ります。選定には横浜市の登録者名簿に登録した事業者を中心に依頼をしていきます。

特に当施設で開催される会合やイベントで使用する商品を購入する際は、ケアプラザ周辺の市内店舗を活用し活性化に貢献します。日頃から地域における店舗などの特徴や取扱商品にも関心

を高めることで、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与していきます。

3. 男女共同参画への取り組みについて

当地域ケアプラザでは「横浜市男女共同参画推進条例」に基づき、性別によって資質や能力を判断するのではなく、それぞれの特性や資格、特技などを活かして職場が形成できるように、働きやすい職場づくりをしています。

法人全体でも出産・育児休暇を取得する職員も多いことから、当地域ケアプラザでも本人の希望に基づき休暇の取得ができるように支援しています。また、育児・介護休暇などは男性職員も積極的に取得できるように働きかけております。

働きやすい職場づくりとして、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、各種ハラスメントが起こらないように、役職者が特に気を付けながら、職員にも啓発をしていきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

当法人は、施設貸出の稼働率や施設に立ち入られた地域住民の人数が地域ケアプラザの存在意義を図る指標であると捉えています。そのため、施設の利用率向上の第一段階として、ケアプラザの存在や役割を幅広い世代に知っていただくことが重要であると考え、地域の皆さまが気軽に立ち寄ることができる開かれた施設を目指して積極的なPRを行います。

施設貸出に関しては現状、平日の日中で、一番広い多目的ホールの稼働が7～9割と比較的高い稼働率を維持しており、会議等にされるボランティアルームが3～4割程度であります。更なる稼働率向上のため下記取り組みを行います。

1. 稼働率向上に向けた対策

- ・広報誌「あゆみ」の定期発行、広報よこはまなどの活用。
- ・法人ホームページを活用した、貸館機能の周知及び空き情報の発信及び館内掲示。
- ・使用人数、活動目的に応じた予約の調整やご相談。
- ・福祉保健活動団体への個別の周知。
- ・貸館団体が予約を取りやすくするためにケアプラザ自主事業の開催日を調整。
- ・イベント等の効果的周知。

当事業所は、大船駅徒歩1分という好立地に位置しており、ケアプラザ前の通りは、常に歩行者が行き交っております。施設入り口への掲示はイベント、求人など人の目に留まりやすいという実績があり、そのメリットを最大限に活かします。

2. イベントの実施

- ・多世代に魅力があり、集客力のあるイベントを企画運営していきます。
- ・地域福祉団体や関係機関とのイベントを共同で開催。

3. 幅広い施設の活用展開

- ・ハートフルスペースの活用

廊下の壁を各種団体用の作品展示スペースとして活用しています。各団体の発表の場だけでなく、それを目的に来館される方もいます。

- ・クールシェアスポットの周知

夏期限定ですが、例年横浜市が実施している「クールシェアスポット」を積極的に周知し、気軽に施設に立ち寄っていただけるように取り組みます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

どのような分野の相談に対しても誠意をもって取り組み、地域の皆さまから信頼されるワンストップサービスの窓口として、「困ったら笠間地域ケアプラザに相談したら大丈夫」と言われるような相談体制を構築していきます。

1. 地域ケアプラザが総合相談窓口であることの周知

高齢者をはじめ子ども、障害児・者、制度の狭間にある方など、担当する地域では様々な課題が複雑に絡み合い、どこに相談して良いのか分からない方も多数存在しています。そのような方にケアプラザは、あらゆる不安に対して気軽に相談できる身近な相談窓口であることを広く周知します。

具体的には、広報誌や法人ホームページなどの媒体はもちろん、地域サロンや子育てサークル、地域の行事に積極的に出向いてのPR、また独自に作成したミニパンフレットなどの配布を行います。

2. 総合相談の対応・関係機関との連携について

全職員が総合相談窓口として、まずはじっくりと傾聴して、その方が困っている事、解決したい課題を明らかにし適切な専門職が対応にあたります。地域ケアプラザの各部署は、縦割りでなく、互いの職域が少しずつ重なり合っていることが特徴で、それぞれに広いネットワークをもっていることが強みの一つです。相談に対して、ケアプラザ内での相談対応はもちろん、他機関への橋渡しも含め、その方にとっての最適な対応ができるように誠意をもって取り組みます。

そのためには、日ごろから会議や様々な場面で、区役所の各課をはじめ、基幹相談支援センターや生活支援センター、子育て支援拠点、各福祉施設との顔の見える関係を構築していきます。一例として、栄区社会福祉協議会の専門機関部会では、通常の会議での関係にとどまらず、区内の様々な専門機関が気軽に相談できる関係性が築けています。そういった場を最大限に活用し独自のネットワークを築いていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

当地域ケアプラザ職員は自身の担当部署や業務内容を超えて「地域の皆様にいかに貢献できるか」が本分と考えております。地域や住民に対して役割を果たしていくためには、当地域ケアプラザ内の各部署間が連携して情報を共有することが重要です。また、近隣施設と連携をして取り組むことが最良の手段と考えております。

1. 各部署の情報共有

適切な情報の管理・保護を厳守するために、電子ネットワークを活用することが、効率的な情報共有手段として有効であると考えます。所内ネットワークによる共有フォルダを活用し、最新の地域情報を正確かつ効率的に全職員が共有する事ができています。

《共有フォルダ内の具体例》

- ・ 報告連絡相談ファイルによる地域情報、業務情報の共有
- ・ 各種会議資料や議事録
- ・ 当日施設利用情報・来館者予定
- ・ 地域のイベント情報、参加記録
- ・ 各部署の日誌 など

2. 職種間連携の実施

地域包括支援センターの3職種（主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）に地域活動交流及び生活支援両コーディネーターを加えた指定管理事業の5職種が、常に連携して情報共有をしながら、地域支援にあたることが重要と考えております。

5職種連携の在り方としては、定期的な5職種会議では地域課題への対応や今後の方向性など「じっくりと話し合い、しっかりと検討する」内容を中心にしており、それ以外の日常的な情報共有は、「地域イベントから帰ってきた時」、「思い立った時」など、気軽に情報共有、検討できる環境（机の配置なども含めて）、意識が一人ひとりに根付いていると感じます。

また、5職種以外にも介護保険事業である居宅介護支援と通所介護の職員も参加する会議があり、その中で現在予定している事業やこれから進めていきたい方向性などについて多角的に意見を取り交して共有することで、専門外の分野であっても気づき、気づかされる関係が構築されています。

《情報共有のための主な会議》

- ・ 職員会議（常勤職員全員）
- ・ 5職種会議（指定管理事業5職種）
- ・ ケアマネジャー会議（ケアマネジャー）
- ・ デイスタッフ会議（通所職員全員）

3. 関連施設等との連携

地区センターや区民活動センターは、それぞれケアプラザとは違った自主事業展開の視点や講師情報などを持っていると考えております。新しい取り組みや新しい人材発掘の観点からも定期的な情報交換や共有が必要で、区民活動支援センターの区民施設利用交流会への参加や地域交流・生活支援の定期会議への担当者の出席時の関わり等、継続的な連携に取り組めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域ケアプラザの責務であるネットワーク構築について、既に当地域ケアプラザは、近隣の既存団体とネットワークを形成しており、これらの連携を継続・発展させることが重要と考えます。また、担当エリア、栄区内にはそれぞれの機関ごとのネットワークが構築されています。そういったネットワーク同士をつなぐことにも力を入れていきます。

1. 連合町内会自治会

笠間及び豊田連合町内会定例会や役員会、自治会訪問により、自治会町内会の皆さまと顔の見える関係の構築維持を図ります。

2. 地区社協

毎月行われる笠間地区社協の理事会に参加し、議事録の作成を担っています。理事会参加により、地域の情報を得るだけでなく、ケアプラザの事業展開についても相談し、足並みをそろえて地域福祉向上に取り組めます。

3. 民児協

笠間地区民児協への参加、懇談会の開催や個別の活動、相談を通じて情報交換を行い、連携を図っていきます。

4. ボランティア個人・団体

ボランティア活動をされている個人・団体の皆さまとの交流の機会を設け、情報交換や提供により活動状況の把握や連携に努めます。また、地域で行われている活動の場に出向き、担い手や参加者との顔の見える関係づくりにも力を入れます。

5. 団体同士のネットワーク構築

地域の体操教室のリーダー向けの交流会を開催し、互いのグループの状況や課題の共有を行いながら、同じ目的を持つ方たちの新規ネットワークの構築を目指します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

栄区運営方針の基本目標「未来を育む 暮らしつづけたいまち さかえ ～人がつながり地域がつながる～」を基に5つの施策が掲げられています。当地域ケアプラザでも、区運営方針に示される施策に関連して、地域住民も含めて関わっていきます。

1. 誰もが安心して出産や育児ができるまちづくり

区役所主催の当事業所開催の地域育児教室などの後の時間を活用した「ぴよぴよタイム」「ぱくぱくランチ」などの自主事業の実施や、区内公立保育園と共催の「親子で遊ぼうわくわくタイム」や地域子育て拠点にこりんくとも毎年共催で事業を実施しています。安心して子育てができる地

域づくりに寄与できるよう取り組みを続けます。

2. 未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまちづくり

令和4年度からはじまった「高齢者のICT利活用事業」では、区、区社協が中心となる5か年の計画で事業を推進しています。当地域ケアプラザでは、地域活動交流・生活支援体制整備の両コーディネーターが区域の取り組みである本事業に関わり、その後は当事業所での「スマホ講座」のボランティア活動に移行していただくなど、区全域→担当地区と身近に浸透させる取り組みを行っています。

3. いつまでも愛着を持って過ごせる魅力的なまちづくり

横浜市が特に力を入れている「GREEN×EXP02027」について、横浜市と一体的に気運醸成に向けて取り組んで行くために、館内及び正面エントランスでのポスターPRや自主事業参加者へのPR、また、「園芸、花や緑」に関連したテーマの自主事業を企画するなど、一ケアプラザとして、どのように参加できるかを模索しながら取り組みを進めていきます。

4. 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまちづくり

「福祉避難所開設・運営円滑化事業」では、当地域ケアプラザも福祉避難所の協力協定を締結していることから、発災時の迅速な開設、適切な運営ができる様に定期的な訓練を行う他、区主催の「福祉避難所連絡会」への参加で区担当者や他の福祉避難所との円滑な連携が図れるよう情報共有を行います。また、訓練アドバイザーの協力を得て効果的な訓練実施を目指します。

それ以外では、現在栄区でモデル事業を実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」では、地域包括の保健師職サロン、昼食会でのアンケート調査を担っており、次年度も移動販売などフレイルが心配される方が多く集う場所での調査協力を行っています。

また、次期指定管理の初年度は、奇しくも区政40周年を迎える年です。「GREEN×EXP02027」と同様に、区と一体的にこの大イベントを盛り上げていきたいと考えます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）は、当地域ケアプラザにおいて笠間地区、豊田地区の地区別計画と合わせて、地域課題解決に向けた重要な施策であり目標でもあると認識しております。

各地区の計画の進捗状況を踏まえて地区支援チームの一員として、地域ケアプラザの機能を活かした支援を提案していきます。地域の身近で活動している地域ケアプラザだからこそ把握できた情報、地区別計画の浸透度、計画の方向性等、肌で感じた情報をもとにまた、地域活動交流や生活支

援コーディネーターが中心となり地区支援チーム会議に出席し、チームメンバーとの情報共有・提供に努めます。

次期ケアプラザの指定管理と同じくして、第5期地域福祉保健計画がはじまります。策定や推進に向けての事務局や推進母体との密接な関わりを継続して、ケアプラザの視点から提案できる事項をお伝えし、地域づくりに寄与していきます。

毎年実施しているシンポジウムの開催に際しても全面的に協力し、広く地域の皆さまに「さかえ・つながるプラン」の存在、取り組み内容を知っていただき、一人でも多くの協力者を募れるように周知を行っていきます。

また、当地域ケアプラザ職員の「さかえ・つながるプラン」への理解を含め、委託部門5職種（地域包括3職種、生活支援・地域交流コーディネーター）はもちろん、通所介護、居宅介護支援ケアマネジャーなど、一人ひとりが計画推進を担う一員であることを認識して、日々の業務に向き合っていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主事業は、さかえ・つながるプラン、そして地域の皆さまが生み出された「～顔の見える関係づくり～」お互いに支えあっている まちづくり」（笠間地区）、「みんなで声かけ・見守り・支えあう・・・誰もが安全で安心して暮らせるまち豊田」（豊田地区）をコンセプトとして、その目標が実現されるように立案、実施を行っていきます。

そのため、自主事業の在り方としては、地区別計画を計画立案の基軸としたうえで、単に地域ケアプラザの自主事業に収まらず、地域や地域住民が主役の事業へと発展させたいと考えております。また、単独の部署ではなく、事業の目的、対象によって地域交流、地域包括支援センター、生活支援体制整備が協働することで効果的な事業実施につなげていきます。

地域ケアプラザが行う自主事業の対象者は、高齢が中心となりがちですが、子ども、障害児・者などのニーズに応えることもケアプラザの大きな役割であると考えております。

また、地域の皆さまに好評を得る自主事業を実践するためには、地域の実情や課題を充分に把握し、目的意識を明確にしたうえで立案する事が重要です。そのためには、継続した活動こそが自主事業を有意義にさせる秘訣であると認識しています。私たちは、平成13年の開所当時から培ってきたこの地域での経験と関係性を糧にして、地域ニーズに即した自主事業企画を目指してまいります。

代表的な自主事業例

- ・高齢者を中心とした参加者で、伴奏に合わせ皆さんで歌を楽しむ「笠間ハーモニー」、ケアプラザ職員・キャラバンメイト・ボランティアさんと共に認知症の方やその家族・地域住民が気軽に集える「ひつじカフェ（認知症カフェ）」、年齢や障害のあるなしに関わらず楽しめる「ボッチャにチャレンジ」等を定期開催しています。また、最近の傾向では、「はじめてのスマートフォン講座」などが高齢者から好評を得ており、多くの申込があることから、今後も継続して事業実施を行います。
- ・主に子育て世帯が対象の事業としては、区役所主催の「地域育児教室」や「子育て支援（あそびっこ）」の後の時間を活用した「ぴよぴよタイム」「ぱくぱくランチ」では、主任児童委員やボランティアさんの協力を得て、子育て世帯の仲間づくり、情報交換、交流の場として開催しています。また、父親育児支援として、パパ同士の横のつながりも目的とした「パパのニコニコ子育て講座」なども実施しています。
- ・豊田地域ケアプラザと共催で、障害のある小中学生を対象に「障害児余暇支援事業」を年4回実施しています。本事業では、もともとの参加者がボランティアとして活動してくれており、今後も事業の広がり、発展を目指し取り組んでいきます。

高齢者を対象とした自主事業は、開所当時から数多く実施し、自主活動に発展させた実績があります。現在は、それらの後方支援も多く、活動が継続するように支援を行っていますが、リー

ダーや参加者が高齢で活動自体の継続が困難になる場合もあります。そのため、上記のような地域ニーズに基づく新規事業と並行し、既存の活動グループの活動支援を目的とした自主事業開催にも注力していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

福祉保健活動団体の皆さまに施設を有効にご利用いただくことは、地域の福祉保健活動の発展、活性化につながることで認識しており、公的な施設である地域ケアプラザは、利用促進に向けた積極的な取り組みを行うことが責務であると考えます。

当地域ケアプラザは、駅から近く利便性が良いことから、多くの団体の皆さまに活用していただいておりますが、更なる利用促進や今まで利用したことのない団体等、広く地域の皆さまにその機能を周知していきます。

現在の貸し館事業の取り組み内容を下記に記します。

1. 広報活動

- ・広報誌「あゆみ」、法人 HP で各お部屋の写真を用いて周知
- ・各種会合・地域活動時における PR

2. スケジュール管理

- ・お部屋空き情報の周知（法人ホームページ、施設掲示板）
- ・希望時間帯の聞き取り、調整

3. 環境整備

- ・貸し館団体連絡会の開催
- ・アンケートを反映した利用しやすい雰囲気づくり
- ・各種備品の貸し出し
- ・団体に対してのボランティア活動の提案や調整

尚、目的外使用として有償でお部屋の貸し出しを行う場合は、その活動が福祉保健活動につながるように、活動の助言やコーディネートを積極的に働きかけていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域ケアシステムを構築していくうえで、ボランティアの育成、コーディネートは重要である一方、担い手の固定化、高齢化に伴う現担い手の負担増が懸念されています。内閣府が実施している調査では、「ボランティアの活動の妨げ」として、1位の「時間がない」に次いで2位が「十分な情報がない」とあり、栄区の区民アンケートでも「内容に興味があれば」が上位に位置しています。そこで当地域ケアプラザで心掛けている取り組みは次の通りです。

1. ボランティア活動へつなげるためのアプローチと育成

地域の皆さまに自分の趣味や特技が地域におけるボランティアになりうる可能性を示唆し、「自分のため」と「人のため」が一致し、喜びや満足度が得られる活動になるように支援していきます。一例として、魅力的な趣味的な講座を開催（自分のため）し、そこで得た知識を地域のボランティア活動や新たな福祉保健活動（人のため）に結び付けていくことは有効と考えます。

また、シニアボランティアポイント等、既存のシステムを最大限に活用し新たな人材の発掘につなげていきます。

2. 若い世代へのアプローチ

若い世代は、次世代の担い手としての期待が高いことから、小～大学生の頃からボランティア意識をもってもらえる事は大切な事だと考えます。スマホ講座や横浜市でも気運の高まっているEスポーツなどで、若い世代の強みを生かし、活動のハードルを下げた新しいボランティア活動を開拓していきます。

3. コーディネートの取り組み

ボランティアコーディネートにおいて大切なことは、活動先を一つでも多く把握し、そのニーズを理解することにあります。活動場所の選択肢が少なく、理解が不十分な場合、コーディネートに無理が生じ、いかに丁寧に育成を行ったとしても活動の継続が困難となる場合もあります。

そのため、日ごろから地域の各団体の情報を把握しておく事はもちろんですが、令和6年度は次の取り組みを行いました。

当事業所で地域の活動団体向けに、「地域のこういった活動で」、「どのような担い手が不足しているか？」についてアンケート調査を行いました。「短い時間でも」「ちょっとしたことだけでも」と、ピンポイントな情報でマッチングをすることによってボランティア活動のハードルを下げる取り組みを継続していきます。

また、前述したように「十分な情報がない」こともボランティア活動を躊躇する理由の一つと考えます。当地域ケアプラザは駅近くに位置し多くの歩行者が行き交うことから、きめ細やかなボランティア情報の掲示や、ホームページ・広報誌・SNSの活用など広範囲に効果的に情報

発信を行っていきます。

令和6年度の代表的なコーディネート実績としては、看護師のボランティア希望者を地域活動の救護員として派遣したり、高校生・大学生を子ども食堂や当事業所のひつじカフェなどにつなげたりする事ができました。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域ケアプラザに求められる情報は様々で、各分野にアンテナを張り、公の情報から地域内のインフォーマルな情報までの細やかな情報収集が必要とされます。また、提供においては、必要とする方が必要な時に情報を得られるよう、常に新しい情報に更新し、タイムリーに情報発信する必要があります。この認識のもと、下記の様に取り組んでいます。

- ・インターネットや配布物等、簡易的に入手できる情報に偏向することなく、自治会町内会や各種団体の会議・活動の場に積極的に出向き、新鮮で身近な情報収集に努めます。
- ・参加者と担い手、双方と顔の見える関係を作り、日常的な会話の中から、活動における課題やニーズを聞き出し支援につなぎます。
- ・広報誌「あゆみ」や催しのチラシ等は、自治会町内会の協力のもと回覧・掲示を行い、幅広い地域住民への情報提供に取り組めます。
- ・広報誌「あゆみ」は、法人ホームページにも掲載し、インターネットでも情報を得られる環境を整えています。
- ・ケアプラザに来館された方への情報提供としては、1階と3階にそれぞれ情報の掲示・チラシの配架をカテゴリーごとに分かりやすく設置していますが、来館者にはケアプラザ職員がその都度お声かけをして、必要としている情報を提供するように全職員が心がけています。

また、情報提供においては、支援者側が様々な制度や横浜市の取り組みを把握しておくことが重要で、必要な方に必要な情報を的確に提供できるように日頃から準備しています。

現在、笠間エリアで活動している「みんなでご飯を食べる会 かさまごはん（地域食堂）」では、立ち上げの段階から生活支援コーディネーターが関わり、立ち上げや継続した運営に区社協の「たすけあい助成金」や栄区の「みんなが主役まちづくり協働推進事業」を情報提供していきま
した。また活動の発展に伴って「活動のPR」と「申込方法の簡素化」という課題が生じてきたた
め、横浜市の「ハマボノ」の活用を提案し実現の支援を行ってきました。「ハマボノ」の活用は、
栄区内では、初めての事例となりました。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

ニーズの把握については、地域の既存の会議や民生委員、地域活動の担い手などの支援者との関わりの中で個別、地域に共通する生活上のニーズを拾い上げていきます。

一方で当事者である高齢者に対しては、地域サロンや、地域イベント、移動販売、体操教室などの「集いの場」に積極的に出向き、日常的な会話や交流からそのニーズの把握を意識します。

また、既存の集まりに出向くだけでなく、自主事業展開や新規サロンの立ち上げ支援等、「集いの場」を新たに開発していくことは、新しい方々と知り合うきっかけとなり、より幅広い方々のニーズを把握することにつながると考えます。

更に、地域包括支援センターに寄せられる個別相談の傾向を把握することも有効な手段と考えています。支援者、専門職、当事者など、様々な角度から高齢者の生活上のニーズ把握に取り組みます。

上記で得た、生活上のニーズは、これまで得た地域情報、地区概況シートも参考に、所長、包括支援センター、地域活動交流と連携し、個別の課題か、地域の課題か、既存の社会資源で解決に至るかなど、ニーズの内容を分析し、今後の取り組みや事業展開に生かします。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

生活支援コーディネーターとして、高齢者の生活支援に活用できるエリア内の多様な主体による活動やサービス、社会資源を把握することは、関係者のネットワークづくりやマッチングにつながっていきます。更に把握した住民ニーズと照らし合わせると、今後どのようなサービス開発が必要になるのかが見えてきます。

社会資源の把握・分析・開発について

多様な主体による活用やサービス、社会資源の把握は、生活支援コーディネーターだけが行うのではなく、行政や区社協、包括などが既に持っている情報もあるため、それらを共有してもらいながら進めます。特に、市内において先駆的な取り組みなどは区や区社協を通じて情報が共有される場合が多いことから、常にアンテナを張って有益な情報を収集していきます。

また、当事業所は駅に近いという好立地である事から様々な店舗や企業が点在しています。そういった民間企業の中には「地域貢献をしたいが、きっかけがない」という話もよく耳にします。近隣のスーパー銭湯が地域貢献をしたいことから区社協の会員登録をされたり、個人のコーヒーショップが高齢者の居場所づくりとして地域貢献したいと考えていたり、民間企業のポテンシャルはとても高いと考えます。まずは、ケアプラザの自主事業などをきっかけに、民間企業とのつながりを構築し、地域へのマッチングへと発展させていくなど、社会資源の開発

にも注力していきます。

把握した情報や、今後社会資源になりうる情報に関しては、5職種間の会議等で分析、情報共有を行っていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

生活支援体制整備事業は、最後まで住み慣れた地域や自宅で自分らしい暮らしを続けられることができる体制を整備していきます。そのためには、「協議体」の開催は必要不可欠です。「協議体」では、互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めていけるように取り組みを行っていきます。

当地域ケアプラザでは、自主事業でR6年度に立ち上げた「ひつじカフェ（認知症カフェ）」のボランティアやキャラバンメイトとの話し合いを協議体として位置付けています。協議体とは、単に充て職であったり、地域で既にいくつもの役を担い多忙な方に無理にお願いしたりするのではなく、その活動目的において「その問題について一緒に考えて少しでも地域を良くしていきたい」といった熱い思いを持つ方の参加が不可欠です。そのため、「ひつじカフェ」においては、認知症サポーター養成講座卒業生や自主的に「お手伝いしたい」と希望されるボランティアで構成されており、認知症カフェ開催と並行して地域住民に対する認知症の啓発」を目的とした協議を行っています。

今後も、「ひつじカフェ」をひとつのツールと捉え、想いに賛同する方を増やし、多様性に富んだメンバー構成を目指します。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高齢者の生活ニーズの解決には、地域の社会資源の把握やコーディネート力、資源の開発が重要と考えています。これらを実現するためには、日々の業務のなかで地域から発信される情報に耳を傾け、生活支援コーディネーターだけで解決に導こうとするのではなく、地域包括支援センター、地域活動交流と共に支援を行っていく必要があります。

当事業所では、コロナ禍で活動が停滞していた「傾聴ボランティアの会」と協議を重ね、自主事業として「気軽にしゃべりしてみませんか」を立ち上げております。地域資源である傾聴ボランティアの活動に対するニーズと地域包括支援センターが日頃の相談業務の中で把握している、「一人暮らしで誰かに話を聞いてもらいたい」と言ったニーズをマッチングしたものです。このように事業所内の多職種の情報共有によって効率的なマッチングにつながると考えております。

また、栄区は区社協と生活支援コーディネーターが協働し移動販売の実施に力を入れています。地域住民やケアマネジャーなどの支援者に分かりやすい情報を提供するために、区域で「移動販売マップ」を作成していますが、当事業所でも担当エリアに特化した「笠間版移動販売マップ」を作成しています。地域住民には身近なエリアのマップ、ケアマネジャーの様に広い地域で活動される方には区域のマップというように、使用する状況に応じたきめ細やかなマッチングを目指しています。

上記に関連し、生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターが主催する、「民生委員とケアマネジャーの懇親会」や「多職種懇親会」など、地域の支援者が集う会にも積極的に参加し、移動販売を含めた多様な社会資源について周知をしています。

マッチングに際しては、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」があり、定期的に AYAMU で情報のアップデートを行っていますが、検索ナビ自体が浸透しておらず、今後情報を活用していただくための周知が課題と捉えています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

担当エリアの地域性として、交通の便がよく「大船駅に行く途中にケアプラザに立ち寄る事ができる」方もいれば、「駅、ケアプラザにも遠く相談に行く事が困難」など、担当エリアの中でも地域特性は大きく異なります。日々の総合相談の中でも、後者の「ケアプラザにアクセスしにくいエリア」の方が、切羽詰まった状況になってからの相談が多く見受けられます。

そういった地域には特に「ケアプラザの相談機能」の周知や「自宅に訪問しての相談」が可能であることなどを、独自に作成した「地域包括支援センターミニパンフレット」を活用して、民生委員、自治会役員からの対象者への周知、お祭りや地域イベントなどでの地域住民への直接的働きかけにより広く周知を行い、相談へのハードルが下がるように取り組んでいきます。

また、高齢化が進む中で担当エリア内では、一人暮らし高齢者や老々介護の問題だけでなく、引きこもりや障害を有する成人の子と高齢の親、自宅がゴミであふれている、など複合的な問題を抱えた相談が年々増えております。地域包括支援センターは、個人の支援にとどまらず、家族支援も同時に行い、その方の取り巻く全体の課題解決のため、地域の身近な相談窓口として、区や専門機関と連携していきます。

相談に来られる経緯として、「区役所、病院から勧められた」、「日々の生活に不安を抱えている」など様々ではありますが、地域住民にとって身近な民生委員からの相談が割合的にも多いです。そのため、日ごろから民生委員とは顔の見える関係を構築し、定期的な懇談会や、改選時には関係を再構築するなど、総合相談支援事業の要でもある民生委員との関係を大切にしています。

また、相談に来られる方は、「予防的」に相談に来られる方だけではなく、「急病等で急に介護が必要になった」といった、心の準備もなくそういった状況に直面する方も少なくありません。相談に来られる方は、皆さま不安を抱えており、また今の困りごとをうまく表出できない方もいらっしゃいます。地域包括支援センター職員は、相談者の困りごとに寄り添い、誠意を持った対応を常日頃から心がけております。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

当地域包括支援センターで受ける認知症に関する相談は前述の通り、年々増加傾向となっております。認知症はご本人だけでなくご家族にとっても戸惑いや不安が大きく、相談ではそのようなご本人やご家族の気持ちに寄り添いながら支援を進めてまいります。

1. 早期発見と継続的な支援

・認知症が疑われるがサービスにつながらず孤立している方に対して、介護予防事業や自主事業

への参加を促し、継続的な支援体制を構築します。

- ・認知症が疑われる方に対して、認知症初期集中支援チームと連携し、早期に医療につなげるための体制作りを進めます。

2. 認知症への理解を広める活動

- ・認知症の正しい理解を地域に広く啓発するために、「介護者のつどい」、「認知症理解のための講座」、「認知症サポーター養成講座」などを行っています。認知症サポーター養成講座参加者に対しては、その時だけでなく、「ひつじカフェ（認知症カフェ）」のボランティアや、自主事業の支援など、活動が継続的に行われるように働きかけます。
- ・当事業所で行っている「ひつじカフェ（認知症カフェ）」を活用して認知症の啓発活動を行うだけではなく、カフェの中で行っている「ケアマップ作り」では、作ったケアマップを近隣の福祉施設や医療機関に配布し、その活動を広めていっています。
- ・館内には、年間を通じて「認知症啓発ブース」を常設展示しています。認知症関連のチラシを集めたり、ケアマップ配布先の施設のご様子を掲示したり、ひつじカフェ通信を掲示したりして、日常的な啓発に努めています。また、アルツハイマー月間には、施設各所でメッセージツリーを用いての参加型アプローチを実践しています。

3. 地域での見守り体制作り

- ・担当エリア各地区で実施している「地域ケア会議」の中で、「地域で認知症の方を地域で支える」をテーマに地域住民や関係機関と話し合いの場を設けます。令和6年度は、民生委員や地域の福祉団体（体操教室、サロン、昼食会）、ケアマネジャー、薬剤師、郵便局、キャラバンメイト参加によるケア会議を実施しました。1回で終了ではなく、今後も継続した取り組みにつながるように、同じメンバーとの話し合いを続けていきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

先にも記しましたが、担当地域の一人暮らし高齢者や高齢世帯、障害をもつ子と親の世帯が増えつつあり、権利擁護業務の相談内容についても多様化してきています。地域の中で安心して過ごしていただくために、「個別支援」とともに「地域に向けた支援」を展開していきます。

また、認知機能の低下や虐待などによる恐怖心から自ら訴えることが難しい方もいるため、地域での支援、見守りが必要となってきます。高齢者などの心身状況や生活状況の小さな変化も見逃さずに素早く支援できるように近隣住民や民生委員児童委員、サービス事業所、行政機関等によるネットワークを構築していきます。

1. 成年後見制度

成年後見制度の相談は年間で10件程度となっていますが、制度を必要としている方は潜在

的にはもっと多いと考えています。身寄りのない单身の方で、本来制度が必要な方でも本人は必要としていないなど、制度の活用は難しい場面も多いですが、本人の権利が侵害されないように働きかけを行っていきます。

地域包括支援センターでは、年に2回、制度の普及啓発の講座を開催する他、シニアライフノートの普及にも取り組んでいます。また、成年後見サポートネットワークへの参加を通じて、事例検討や個別ケースの相談を専門職からの意見を伺いながら行っています。

2. 高齢者虐待

高齢者虐待を未然に防ぐには高齢者や養護者などが地域から孤立することなく、日ごろから支えあい、見守りあう関係を築くことが重要となります。受け付ける相談はケアマネジャーや介護サービス事業所からの相談が多いですが、地域の高齢者支援の最前線にいる民生児童委員や地域住民へ地域包括支援センターが対応窓口であることを広く周知していき、また福祉関係者との顔の見える関係を築くことで、通報しやすい環境整備を進めます。

相談・通報に加え、虐待が疑われるケースについても、栄区役所や警察等の関係機関と連携して迅速に対応してまいります。

虐待防止の取り組みとして、介護ストレスの軽減や介護離職の防止など、同じ立場にいる方同士の労いや共有理解の場として介護者のつどいを開催していきます。

また、警察、消防、医師会、介護サービス事業所、区内専門職で開催される年1回の高齢者虐待防止連絡会への参加で、区内の虐待に関する情報や対応について検討を行っていきます。

更に成年後見制度・高齢者虐待に関しては、栄区地域ケアプラザの社会福祉分科会で福祉施設等への出前講座を行っており、広く情報を発信していきます。

3. 消費者被害等防止

全国的に増加している消費者被害、特殊詐欺ですが担当地域でも未然防止や被害発生の報告がある状況となってきています。啓発は、相談受付時や地域の高齢者サロン等で情報を伝えていたり、施設内の掲示板等を活用したり、広報誌「あゆみ」で周知していきますが、日々、その手口も変化していることから、栄警察署に出向いて最新の傾向や対策についても情報収集していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は2本の柱「個別支援」と「環境整備」を担います。以下を行うことで、長く地域で活躍される支援者が育成され、ネットワークの構築及び強化につながることを意識して取り組んでまいります。

1. ケアマネジャーに対する個別支援

「個別支援」では、日ごろケアマネジャーから個別相談への助言と必要に応じて訪問に同行してケースに関わるなど、地域包括支援センター3 職員が連携して行っております。

エリア内の事業所を対象に、気軽に相談できる関係づくりや高齢者の支援体制と一緒に構築していくために「施設協力医との交流会」の場を活用しケアマネサロンを開催します。相談や助言ができる環境を整えるとともに、ケアマネジャー同士の横のつながり作りを支援していきます。

2. ケアマネジャーが活動しやすい環境整備

「環境整備」では、関係機関が連携し、ネットワーク構築と強化ができることに主眼を置き、ケアマネジャーが地域の特性を知り、活動しやすくなるように「民生委員児童委員とケアマネジャー懇談会」を開催します。

また、地域ケア会議を活用して、個別に相談を受けたケースを取り上げ、地域の多職種で検討する体制を整えています。民生委員児童委員等から個別ケースについての相談があった場合にも間に入り、連絡調整を行っていきます。

3. ケアマネジャー育成支援

栄区内で活動するケアマネジャーには、区内地域ケアプラザの主任ケアマネジャーと在宅医療相談室が協働し年2 回程度スキルアップを目標とした事例検討会やケアマネジメント講座を実施しています。また、新任ケアマネジャーを対象に年3 日程度のプログラムを組み、スキルアップ、ネットワーク作りを目的に実施しています。

それ以外でも、近隣の地域包括主任ケアマネジャーと生活支援センターと共催で、「精神疾患の方への関わり方」をテーマにした事例研究会なども定期的に開催しています。

■在宅医療・介護連携推進事業

施設協力医の協力により、医師とケアマネジャーの勉強会を定期的に開催しています。ケアマネジャーが実践的な医療知識を得る事ができるだけでなく、個別の担当ケースの相談により医療機関につながるなどの効果もあり、医師と顔の見える関係を築く場にもなっています。

栄区の在宅医療相談室とは、個別のケースでの連携はもちろん、ケアマネ連絡会も含めた研修の共催など、日常的な連携を図るように取り組んでいます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

支援が必要な高齢者に適切な支援が届くように、地域住民と関係者を含む専門職などが集まり、課題抽出と解決に向けた検討を重ね、暮らしやすい地域づくりを推進していくために地域ケア会議を行っています。

地域ケア会議では、地域住民や担い手の方などからの、「日々の活動の困りごと」、「地域で取り組みを進めることが効果的」といったテーマをもとに、地域住民や地域の支援者、専門職のみならず、民間企業などを交えた地域ケア会議を開催してきました。その課題に関連する、より幅広い参加者を募ることで、専門職だけでは知りえない状況や、隠れた社会資源を把握する事につながったり、新たなネットワークが構築されたりと貴重な機会となっています。

これまでの取り組みでは、郵便局や銀行、コンビニ店長、鍵屋さんなど、その課題に対して参加者を検討し、地域で課題解決につなげるための幅広い参加者に声をかけてきました。

また、地域ケア会議は、一度の会議で方向性が決まることは、難しいため同じ参加者で何度か同じテーマについて検討し、内容を掘り下げ、地域の取り組みに発展させていくように働きかけました。

次期指定管理期間において当地域ケアプラザで特に力を入れていきたい地域ケア会議のテーマは、「介護予防の地域ケア会議」についてです。単に「足りないもの」を補うのではなく、「必要な地域資源」があることで、その方の自立をより促すことができる、そういった地域ケア会議の開催を目指しています。どのようなことかという点、「本来、地域の体操教室に行きたいけど、会場まで一人で行くことができないため、やむを得ず介護保険のデイサービスを利用している」といった例では、会場までの地域資源を開発することで、よりその方の自立した生活につなげる事ができる支援に結びつきます。この例の様に、地域でお元気な高齢者を少しでも増やすために、「介護予防」「自立支援」の考えは重要で、その課題について地域ケア会議を活用し地域の方と検討を進めていきたいと考えています。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1. 人員確保・育成

地域包括支援センター3職種に加えて、昨今、市内でも大きな課題である「要支援者の受け皿不足」を勘案して、事業所独自で介護予防専任プランナーを配置しご利用者のサービス利用が停滞しないように取り組んでいます。その他、当地域ケアプラザ内外の居宅介護支援事業所へ業務委託を行っております。

地域包括支援センター職員は、横浜市が実施する介護予防ケアマネジメントに係る研修に積極的に参加し、ケアマネジメント手法や知識の向上を図っています。

2. 業務委託先の選定方法

委託を行う居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所の選定は、対象者と家族の意向を第一とし「ハートページ」や栄区在宅医療相談室作成の「医療・福祉ブックレット」などの資料を用い、幅広い情報提供を行い、公正・中立な立場で選択していただいています。

3. 業務委託先への具体的な支援内容

業務委託のケースについては、担当ケアマネジャーとの密な連携により中立な立場での計画の評価・助言を行うと共に適切な給付管理が行われるよう、サービスの利用実績の確認や必要に応じた担当ケアマネジャーへの聞き取り・確認を行います。

また、支援が困難なケースについては、栄区高齢障害支援課や関係機関と相談、連携しながら課題解決に向けたケアマネジャーへの後方支援を行います。

要支援者の方に関しては、介護保険サービスのみならず、利用者が地域と共存しながら生活するために地域のインフォーマルサービスの果たす役割が多くなっています。そのため、前述したような移動販売マップや関連したインフォーマル情報の提供を行っています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

栄区は元気な高齢者が多い区であり、介護予防や健康づくりへの意識の高さが伺えます。横浜市の目指す「ポジティブ・エイジング」に向けて、地域住民が介護予防・健康づくりに取り組み、自分らしく健康で生きがいのある生活が送れるよう次の取り組みを行います。

- ・65歳以上の高齢者を対象に横浜市の調査（JAGES）で見えてきた地域課題に焦点を当てながら、運動・ロコモ予防・口腔機能向上・栄養改善・社会参加・認知症予防などを盛り込み介護予防講座を開催します。また、「睡眠」「腸の健康」「免疫力」など社会の関心の深いテーマを絡めて開催することで、幅広い層の参加が見込める様に取り組みます。
- ・前述の地域課題のプレフレイルは厚生労働省、横浜市も力を入れており、そのアプローチとしては、保健活動推進員の協力を得て地域のサロンやお祭りなどのイベントに出向き、「健康計測会」等を実施します。これは、保健活動推進員の介護予防の意識づけにも効果を期待します。
- ・「閉じこもり・うつ傾向」への取り組みとして、何年か継続して実施している「高齢者のこころの健康」をテーマにした講座を開催いたします。
- ・令和6年度は、サロンや食事会などに出向き、定期・不定期を合せ年間40回程、ロコモ予防、認知症予防を中心とした「介護予防のミニ講座」を実践しました。介護予防は、継続的な活動が重要と考え、地域の方との顔つなぎも期待し、更なる取り組みを進めていきます。
- ・元気づくりステーションはエリア内に5か所あり、役員会に出席し運営の相談に乗ったり、開催の手伝いをしたり、継続的な支援を行っています。栄区でもリーダー向けの研修を定期的実施していますが、ケアプラザ独自でも連絡会、情報共有・スキルアップ研修などエリアに特

化した支援を実施していきます。

また、コロナ禍に立ち上げた、ポールウォーキングの会や自主化された介護予防の会の後方支援も継続的に行っています。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

多職種協働による地域包括支援センターネットワークを構築していくにあたり、地域ケア会議の開催が重要になってくると考えております。

個別の相談や介護予防に取り組む中で地域をつなぎ、個々の高齢者の課題を適切に援助できる体制を構築するために、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが縦割りで行わず、専門性と技能を活かしながら連携を図っていきます。更に、生活支援・地域活動交流の両コーディネーターとの情報共有や相互の助言を通じて、地域包括支援センターネットワークの構築に役立ててまいります。

また、新たな協働グループとして連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの各種地域団体のほか、地域にある介護サービス事業所や医療機関、民間事業者などと積極的に顔の見える関係づくりを行い、支援が必要になった高齢者が明らかになった時には、その支援のために関係者が協働し、構築されたネットワークを最大限に活かしながら支援に取り組んでまいります。

【具体的な取り組み】

1. 地域ケア会議の開催

ネットワーク構築のための手法として地域ケア会議を活用していきます。個別課題・地域課題においてフォーマル・インフォーマルを問わず、多様な視点が交えるように関係者との顔の見える関係づくりに取り組んでまいります。

2. 民生委員児童委員との連携

必要に応じて定期的に開催されている民児協定例会に参加させていただき、情報と課題の共有及びケアプラザからの情報提供を行っていきます。

また、地区ごとに民生委員児童委員とケアマネジャーの懇談会を開催し、互いに相談がしやすい、顔の見える関係づくりや相互理解に寄与する事で、必要な支援が行き届く地域づくりを目指していきます。

3. 地区社会福祉協議会・連合町内会等との連携

地域包括支援センター3職種、生活支援・地域交流活動の両コーディネーターが交代で各会議に出席させていただき、各地区の課題を共有していきます。援助を必要とする高齢者などが

ネットワークの活用ができるように情報提供を行い、必要な支援につないでいきます。

4. 医療と福祉の連携

当地域ケアプラザでは、毎月「施設協力医とケアマネジャーの勉強会」を行っており、医師にケアマネジャーを含めた福祉職が気軽に相談できる環境が整っています。また、薬剤師とケアマネジャー、介護サービス事業所など、職種にとらわれない多職種の交流会を企画し、支援者同士の架け橋となるべくネットワーク構築を進めていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1. 公の施設における事業提供を踏まえた運営

本事業は横浜市が整備した当地域ケアプラザに併設されることから、公正・中立な運営と透明性の高い管理を厳守していかなければなりません。

特にケアプラン作成においては、誤解や風評の類であっても自法人にとって利益を誘導するようなマネジメントがなされることのないように常に注意を払って業務にあたるように地域包括支援センター職員を含めて、ケアマネジャー全員に注意喚起していきます。

また、ケアプラン作成に際し、中立性を確保するために複数の事業所の資料を用いて、施設見学など、対象者自身が比較、検討できる体制を整えております。

さらに、災害などによる避難者に対しても積極的に対応し、必要なサービスが提供できるように、行政機関から発出される資料や制度を確認しながらケアプランの作成を行います。特に公の施設として横浜市の取組でもある「個別避難計画」の作成に関しても積極的な支援を行っていきます。

2. 介護予防支援事業者との連携体制

介護予防支援事業者との連携体制については、併設されている介護予防支援事業所だけではなく、栄区内を担当する地域包括支援センターからも積極的に委託事業を受け、介護予防に貢献できるように公正かつ柔軟な業務基盤を整備してまいります。

また、介護予防支援事業所が対応に苦慮される支援困難ケースに対しては、地域包括支援センターや行政機関、関係機関や関係団体等とも連携し、必要に応じて同行訪問やサービス担当者会議等を開催し、問題の解決に取り組みます。

なお、ターミナルケアや医療依存度の高いケースは、医療機関やサービス事業者と密に連絡を取り、迅速できめ細やかな対応を心掛けます。

多問題ケースなどにも当法人全体のスケールメリットを活用して協働支援にあたり地域に必要なとされる事業所を目指してまいります。

3. 当事業所の特徴について

在籍しているケアマネジャーは4名のうち2名が主任介護支援専門員の資格をもち、長年の経験に裏打ちされた質の高いケアプランの作成を実施しております。毎週、事例検討やインフォーマルサービス、居宅サービス、医療機関の情報を共有し、最新の情報を活用しながら、自立支援に向けたケアプラン作成を提供しております。

また、担当ケアマネジャー不在時でも相談が受けられるように、記録作成やカンファレンスを定期的に行い、情報共有に努めています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

利用者一人ひとりが、その有する能力において、その人らしい生活が実現できるように個別の通所介護計画を基に選択と自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を心掛けています。

また、年齢に配慮したデイサービスでの空間整備とレクリエーションプログラムを提供していきます。更に地域に密着したサービスを提供することにより、担当エリア内に居住するご利用者同士の交流再開につながるなど、身体機能の向上のほか、精神的な自立支援に向けて取り組んでまいります。

デイサービスご利用者は、在宅が生活の基盤となっています。そのため、デイサービス利用時間だけに着目するのではなく、自宅での生活環境の変化、潜在的な課題などにも目を向け、お一人ひとりの生活の質向上に向けてケアマネジャーや関係機関と連携し対応にあたっていきます。

また、デイサービス職員は、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士など幅広い資格保有者を配置することで、様々な相談から介護実務まで質の高い対応ができる体制を整えています。指定の人員基準より2名程度多い事業所独自の配置基準を設け、医療依存度の高い方、支援困難な方、重度認知症の方など、どのような方でも受け入れる事ができる体制を作ることが、公の施設に設置されているデイサービスの使命と考えています。

具体的な取り組み・プログラム

送迎、入浴、食事、レクリエーションを主体とし以下のサービス及びプログラムを提供します。

- ・看護師、機能訓練指導員による機能訓練体操。
- ・介護施設向けの通信カラオケシステムを活用した、リズム体操・口腔ケア体操・脳トレメニューなどの実施。
- ・趣味や意向に合わせた選択制のレクリエーション（囲碁、将棋、健康麻雀、大人の塗り絵、手芸など）。
- ・季節に応じた特別食（おせち料理、海鮮丼、うなぎ御膳など）の他、法人所有の石焼き芋機を使用した焼き芋イベントや、本格おでん鍋を使用したおでんバイキングなど、多彩な食のイベントを実施。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料に関わる収支については公金という観点から透明性が求められることはもちろん、地域福祉増進のために、効率的に支出されるべきと考えています。

1. 人件費について

地域包括、地域活動交流、生活支援体制整備における良質なサービスの要は職員であり、人件費が指定管理料の支出経費における割合の多くを占めることは必然であると認識しています。法人で取り組んでいる、職員の離職率防止対策が一定以上の効果を発揮していると思われ「勤続年数が長い職員」が多く在籍していることも一因ではありますが、その分「経験豊富な職員」が多数在籍しているというメリットもあり地域の皆さまに貢献できると考えております。

人件費の高騰は想定しているものの、今後の課題でもあり、効率的に業務を行える環境を整える事で、不要な残業を抑えるなど適切な方法で経費削減に取り組んでまいります。

2. 事業費について

地域包括や地域活動交流で実施する講座などの材料費など受益者負担の考えをご理解頂き、適切に徴収いたします。限られた予算の中で、地域住民に向けた事業を行うために、サービスの質を落とさずに、既にある社会資源を活用するなど効率よく事業を行うよう努めていきます。

3. 事務費について

当事業所では、他施設にはない併設マンションの管理費・修繕積立金など年間400万円強の支出が見込まれます。支出の中には、企業努力でも削減が難しいものも多いですが、水道光熱費や備品の取り扱いなど、節電、節水など職員の努力によって削減できるものを

4. 管理費について

施設整備・管理などに関わる契約を法人一括契約によって経費の削減を図っていきます。

削減できた経費については、施設利用者の利便性向上や職員研修等のサービスの質の向上のための経費に配分するなど、地域の皆さまが必要とするサービスに効率的かつ優先的に配分していきます。以上の取り組みを行ったうえで、なお事業運営に対して費用支出を要する場合は、介護保険収入を活用して充当していきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

施設運営に向けて限りある予算を必要な事業に配分、執行していくことで良質なサービス提供を実現するためには、役職者だけでなく職員一人ひとりが経営感覚をもって行動するように指導しています。

地域包括支援センターのケアプラン作成料、介護保険部門の収入を地域ケアプラザ全体の収入と捉え、地域包括支援センターや地域活動交流等を含む全体で収支のバランスを図っていきます。そのためには、介護保険事業の収支の安定は必須と考え、指定管理事業で不足が生じた場合には、これら介護保険事業収入から支出をしていきます。

運営費を低額に抑える工夫

- ・法人内で共通している施設設備の維持・管理業務委託を一括で契約していきます。また、事務機器や消耗品等についても可能な限り一括で発注して経費削減に努めます。
- ・施設をご利用される方に不便を生じさせない範囲で節電・節水（節水器具使用）を徹底していきます。
- ・自主事業の開催などに関しては、全てを指定管理料で負担するのではなく、受益者負担の観点から必要に応じて実費相当を利用者に負担して頂き、運営費の支出を抑えます。

団体の概要

(令和 7 年 2 月 17 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん どうじんかい) 社会福祉法人 同塵会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒233-0016 横浜市港南区下永谷四丁目 21 番 10 号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)			
設立年月日	昭和 41 年 3 月			
沿革	提案書類(事業計画:様式ア)参照			
事業内容等	提案書類(事業計画:様式ア)参照			
財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	8,112,681,058	8,423,000,918	8,759,035,800
	総支出	8,222,461,588	8,425,031,395	8,654,876,142
	当期収支差額	△109,780,530	△2,030,477	104,159,658
	次期繰越収支差額	1,808,379,560	1,806,349,083	1,910,508,741
連絡担当者	【所属】 【氏名】 【電話】 【FAX】 【E-mail】			
特記事項				